明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四）　二

○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（一五）　二

〔告　示〕

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件
（財務二三）　二

○墜落制止用器具の規格
（厚生労働一一）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件
（農林水産一三〇～一三九）　七

○海上における射撃訓練を実施する件
（防衛一五）

○道路に関する件（中部地方整備局四）

○道路に関する件
（近畿地方整備局一一）

○道路に関する件（中国地方整備局六）

○道路に関する件
（四国地方整備局一〇、一一）

○道路に関する件
（九州地方整備局六、七）

〔国会事項〕

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇

通　運

海事補佐人の登録、登録抹消
（海難審判所）　一〇

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

商業登記抹消、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　三

会社その他

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項　八

本号で公布された法令のあらまし

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四号）（厚生労働省）

1　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二七万五、〇〇〇円から二八万円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五〇万円から五一万円に引き上げることとした。（第一八条第四項関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一五号）（厚生労働省）

1　国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を五八万円から六一万円に引き上げることとした。（第二九条の七第二項及び附則第四条第二項関係）

2　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二七万五、〇〇〇円から二八万円に引き上げ、これらの額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五〇万円から五一万円に引き上げることとした。（第二九条の七第五項関係）

3　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

4　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。